運輸審議会
　会長　堀川　義弘　殿

国土交通省鉄道局
鉄道事業課旅客輸送業務監理室長
尾﨑　達郎

公　述　書

事案番号令８第３００２号の審査請求の裁決に係る事案について、処分庁の立場から公述する。

１．本件処分の概要

はじめに、審査請求の対象となっている本件処分の概要について述べる。

本件処分は、東日本旅客鉄道株式会社から申請された鉄道事業法第１６条第１項に基づく旅客運賃の上限変更について、国土交通大臣が令和７年８月１日付けで認可したものである。

本件処分の具体的な内容は、「電車特定区間」及び「山手線内」の運賃区分を廃止して「幹線」に統合すること等を含め、普通旅客運賃を７．８％、通勤定期旅客運賃を１２．０％、通学定期旅客運賃を４．９％引き上げるというものである。

２．関係法令の規定

次に、本件処分の根拠となる法令の規定について述べる。

鉄道事業の旅客運賃について、鉄道事業法第１６条第１項は、「鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定し、同条第２項は、「国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。」と規定している。

また、鉄道事業法第６４条の２第１号において、国土交通大臣は、第１６条第１項の規定による旅客運賃等の認可をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならないとされている。

３．本件処分の適法性

続いて、審理員意見書で整理された本件審査請求の主要な論点に沿って、本件処分の適法性について述べる。

（１）総括原価方式の考え方について

審査請求人は、鉄道事業法第１６条第２項は路線区間ごとの収支により運賃上限

を定めることを予定しており、大量輸送が見込める大都市圏の路線区間は低廉な運賃設定となるべきであって、電車特定区間等の廃止は問題があると主張する。

しかしながら、同項の規定はいわゆる総括原価方式を定めたものであり、個々の路線ごとの収入を当該路線の原価と対応させて運賃を設定することまでを求めているものではなく、総括原価方式の下で具体的にどのような運賃を設定するかについては、基本的に鉄道事業者の経営判断に属する事項であると認識している。

その上で、電車特定区間等の廃止を含む本件認可申請の内容については、設備投資計画額の７割程度を首都圏エリアが占めていること等を踏まえた申請者の経営判断として、一定の合理性が認められると考えている。

（２）減価償却費の前倒し計上について

審査請求人は、企業会計上認められない減価償却費の前倒しは、適正原価とは乖離するものであると主張する。

しかしながら、企業会計上の「費用」と鉄道事業法の「原価」は必ずしも一致する必要はなく、同法の趣旨を踏まえ、行政庁が通達において原価の具体的内容を定めることは適法であると認識している。

減価償却費の前倒しについては、設備投資計画の提出・公表や認可条件による事後チェックの仕組みを設けており、適正原価としての妥当性を確保しているところである。

（３）新幹線設備費の運賃原価算入について

審査請求人は、新幹線特有の費用を運賃原価に算入することや、新幹線特急料金の据置きを前提に上限運賃の審査を行うことは、新幹線特急料金で賄うべき費用を在来線ユーザーに負担させることになり、問題があると主張する。

しかしながら、新幹線利用者は、特急料金だけでなく運賃も負担していることに加え、総括原価方式の下での個別の運賃・料金の設定は、鉄道事業者の経営判断に属する事柄であることから、審査請求人の指摘は当たらないと考えている。

（４）研究開発費の原価算入について

審査請求人は、研究開発費の原価算入について、研究開発によって得られる特許権等の収入が計上されていない可能性があること、研究開発費には資産として計上されるものが含まれている可能性があることなどを主張する。

しかしながら、特許等の収入については、過去実績を基に運輸雑収として計上されており、また、研究開発費には資産計上されないもののみが計上されていることから、審査請求人の指摘は当たらないと考えている。

（５）需要予測等の合理性について

審査請求人は、申請者の行った需要予測について、合理性がないと主張する。

しかしながら、当該需要予測は、将来の人口推計及び社会経済指標に基づき輸送量を推計した上で、アンケート調査に基づきコロナ禍の行動変容等を加味して算定

されたものであり、その過程に特段不合理な点は認められないと考えている。

（６）認可条件について

審査請求人は、認可に付した条件について、設定された有効期限後において認可が引き続き有効とされるための要件が不明確であるなどと主張する。

しかしながら、収入原価の実績や減価償却費の規模に係る要件は、決算等の客観的なデータと基準に基づき判定可能であり、設備投資の取組状況等に係る要件は、関係閣僚会議における対処方針や消費者委員会意見に照らし求められる内容を把握できるため、不明確とはいえず、審査請求人の指摘は当たらないと考えている。

（７）運輸審議会の公聴会手続について

本件処分に係る運輸審議会の公聴会手続については、運輸審議会において、運輸審議会一般規則等に基づき、適切に行われているものと認識している。

４．結語

以上のとおり、本件処分は適法に行われたものであることから、本件審査請求については棄却すべきと考える。

以上